

平成28年度 第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成28年4月27日（水） 13:00～13:40

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 倉 持 勝 久 ((株)AHC技術顧問)
副 部 会 長 石 原 由 美 子 (建築デザイン事務所アトリエゆふ代表)
特 別 委 員 佐 藤 彰 治 (釧路工業高等専門学校教授)
特 別 委 員 波 岡 和 昭 ((株)街NAMI代表取締役)
特 別 委 員 島 野 治 人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特 別 委 員 小 林 聖 恵 (帯広大谷短期大学専任講師)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	浦 田 哲 哉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	相 樂 祐 介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	山 口 穰 二
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山 野 井 善 正
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	武 村 耕 樹
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	中 原 渉

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- (1) コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店（白糠郡白糠町）の法附則第5条第1項（変更）の届出について
- (2) (仮称)中標津複合施設（標津郡中標津町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

- (1) コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店（白糠郡白糠町）の法附則第5条第1項（変更）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ ホームックニコット白糠店設置による、現在から増加する来客数と交通量について確認
- ・ 当該店舗について、緊急避難場所としての指定や考え方、店舗としての協力体制を確認。

- (2) (仮称)中標津複合施設（標津郡中標津町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員から、次のとおり質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 出入口③及び④への右折入庫等の考え方や混雑時の対応策を確認

- (3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。

別 紙

(答申 コープさっぽろ白糠店・ホームックニコット白糠店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

白糠町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について、防災・防犯対策への協力に係る意見が提出されているが、これに対して設置者からは災害発生時等の協力が可能である旨の回答がなされており、また住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別紙

(答申 (仮称) 中標津複合施設)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

中標津町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容に特に意見が述べられず、また、住民等からの意見は提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

審議案件に関する概要

平成28年4月27日第五部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成27年9月28日
担当部署	根室振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平三条一丁目2番18号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称) 中標津複合施設 標津郡中標津町西5条南11丁目5ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	(株)サッポロドラッグストア 代表取締役社長 富山 浩樹 札幌市北区太平三条一丁目2番18号	
	未定	
	未定	
	未定	
(3)新設予定日	平成28年5月29日	
(4)店舗面積の合計	2,532 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	120台
	駐輪場の収容台数	8台
	荷さばき施設の面積	105 m ²
	廃棄物保管施設の容量	29m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～翌午前0時(A,B) 午前7時00分～午後10時(C) 24時間営業(D)
	駐車場の利用時間帯	24時間
	駐車場の出入口数	8箇所(出入口8箇所)
	荷さばき時間帯	6時00分～22時00分(A,C,D ①) 24時間(B,D ②)

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 109 台 < 駐車場整備台数 120 台					
	従業員駐車場等の整備	32 台分を確保					
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	店舗前に 8 台分を確保					
	来客車両等の入出庫方法	出入口 8 箇所 ゲート無し					
	搬入車両等の誘導	案内看板等					
	歩行者の安全対策	各出入口に一旦停止ライン					
	交通整理員の配置	繁忙時に 3 名配置					
	除排雪による堆積方法	駐車場に一時堆雪場を確保し計画的に搬出する。					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果		評価	
		1	55dB	46dB		○	
		2	60dB	46dB		○	
		3	55dB	39dB		○	
		4	60dB	38dB		○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果		評価	
		1	45dB	37dB		○	
		2	50dB	36dB		○	
		3	45dB	31dB		○	
		4	50dB	29dB		○	
	夜間の音源 毎騒音レベル 最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果		評価
					敷地境界	住居壁際	
		a1	空調機①	40dB	66dB	39dB	△
		a2	空調機②	40dB	42dB	39dB	△
		a3	空調機③	40dB	44dB	a2'に合成	△
		a4	空調機④	40dB	42dB	37dB	△
a5		空調機⑤	40dB	30dB	—	○	
a6		空調機⑥	50dB	34dB	—	○	
a7		冷凍機①	40dB	37dB	—	○	
a8		排気①	40dB	56dB	a2'に合成	△	
a9		排気②	40dB	36dB	—	○	
a10		排気③	40dB	27dB	—	○	
a11		排気④	50dB	31dB	—	○	
b1		TY ③台車音	50dB	41dB	—	○	
b2		TY ③荷捌音	50dB	57dB	33dB	△	
b3	TY ④台車音	50dB	40dB	—	○		
b4	TY ④荷捌音	50dB	56dB	30dB	△		
c1	自動車走行音	40dB	42dB	40dB	△		
c2	自動車走行音	50dB	67dB	38dB	△		
c3	搬入車走行音	50dB	72dB	38dB	△		
c4	自動車走行音	50dB	57dB	36dB	△		
d1	ドア開閉音	50dB	57dB	39dB	△		
d2	ドア開閉音	50dB	50dB	36dB	△		

	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から翌午前 6 時まで）行わない。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減少させ騒音の減少に配慮をする。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を設置し、騒音の軽減に配慮する。
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は、店舗従業員が定期的に駐車場内を見回り、青少年蝟集による騒音対策を講じる。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適切な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応する。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 11.830 m ³ ≤ 設置容量 29.205 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設は屋外及び屋内に設置するが、使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボール、発泡スチロール、古紙等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ庫は定期的に清掃するなどして悪臭の発散防止に配慮する。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・街並みづくりが行われる場合は、取り組みを阻害しないよう調和を図る。 ・広告塔、駐車場内の照明灯は、向き及び光量等を調整し、地域住民に悪影響を与えないよう配慮する。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から、災害時の避難場所として駐車場の一部使用や物資の緊急時における提供要請があった場合、必要な協力を行う。

(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間終了後の出入口は、施錠し防犯に努める。又所轄警察署と連携を図り管理者が責任を持って緊急時の対応を行う。 ・夜間は適切な照明設備の設置をし、防犯対策の協力を努める。
(7) 関係行政機関との協議状況	
	<p>公安委員会（警察）</p> <p>平成 27 年 8 月 4 日 北海道釧路方面中標津警察署交通課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明し、出入口の数等に関して了承される。 <p>平成 27 年 8 月 17 日 北海道警察本部交通部交通規制課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明。 <p>（道警本部指摘事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道道側の出入口を減らす事。 ② 国道側の出入口は可能な限り距離を離す事。 ③ 国道側の出口は左折誘導の看板を設置すること。 <p>（事業者対応方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道道側の出入口 4 箇所を 3 箇所に減。 ② 出入口②と③に間隔を設けた。 ③ 国道側の全出口に左折誘導の看板を設置して、右折出車の抑制に配慮することとした。 <p>平成 27 年 9 月 9 日 北海道釧路方面中標津警察署交通課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書案一式を提出し、道警本部からの指摘で道道側の出入口を 1 箇所取り止めた等の説明と交通対策について説明し了承される。 <p>平成 27 年 9 月 15 日 北海道警察本部交通部交通規制課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書案一式を提出し、前回の協議を踏まえて設計変更した旨と交通対策について説明し、了承される。

<p>道路管理者</p>	<p>平成 27 年 8 月 4 日 北海道開発局釧路開発建設部 中標津道路事務所総務課</p> <p>・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明し、出入口の数等に関して了承される。</p> <p>なお、切下げ申請の際に具体的な技術協議をすることです承される。</p> <p>平成 27 年 8 月 4 日 北海道釧路総合振興局建設管理部 中標津出張所</p> <p>・平成 27 年 4 月 30 日付けで届出した内容から、変更になった経緯等を施設配置図等で説明し、出入口の数等に関して了承される。</p> <p>また、出入口が隣接する箇所は、バリカなど設置して安全対策を図ることとした。なお、切下げ申請の際に具体的な技術協議をすることです承される。</p> <p>平成 27 年 2 月 10 日 中標津町建設水道部建設管理課 施設配置図を提示して、町道側の出入口 2 箇所の位置について相談。</p> <p>出入口の位置や数については問題はないとのことだったが、舗装整備がされていない旨の説明があったため、商品の搬出入は、国道及び道道側から実施することとする。</p> <p>なお、設計変更により出入口は 1 箇所とした。</p>
<p>地元市町村</p>	<p>平成 27 年 9 月 9 日 中標津町経済部経済振興課</p> <p>・届出案一式を提出し、計画の見直しについて説明した。</p> <p>(経済振興課指摘事項)</p> <p>①開発行為や雨水排水等の協議も必要に応じて行うこと。</p> <p>②生活課と教育委員会との協議を再度進める事。</p> <p>③届出後、手続きに基づき庁内意見をまとめます。</p> <p>(事業者)</p> <p>①外構設計担当が対応する旨を回答。</p>

②承知した。

③承知した。

平成 27 年 9 月 9 日

中標津町町民生活部生活課（騒音、廃棄物等）
・届出書案一式を提出し、計画の見直しについて説明した。

何かあったら連絡しますとの事だった。

平成 27 年 9 月 25 日（電話にて）

中標津町町民生活部生活課（騒音、廃棄物等）
届出書案について再度確認を行ったところ、特に指摘事項はないとの事だったが、廃棄物収集業者については、町が許可する業者に委託することが通常である旨の説明があったので、了承した。

平成 27 年 2 月 10 日

中標津教育委員会学校教育課

店舗立地場所を説明し通学路を確認したところ、国道、道道は児童が通学路として利用しているとの説明があったため、出入口には、一旦停止及び学童注意等の注意喚起看板を設置する旨を設置する旨を説明した。

平成 27 年 9 月 9 日

中標津教育委員会学校教育課

届出書案一式を提出し、計画の見直しについてと通学路としての指定はないが、児童が通学路として利用しているため、出入口には、一旦停止及び学童注意等の注意喚起看板を設置する旨を説明した。

特に指摘事項はなかった。

その他関係機関

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし（平成 28 年 2 月 15 日）
-----------	------------------------

(2)住民等の意見	なし
-----------	----

5. 道（根室振興局連絡調整会議）の意見

平成 27 年 10 月 15 日	特に意見を述べる必要が無い。
-------------------	----------------

※法第 6 条第 2 項、法附則第 5 条第 1 項の届出は、これを準用すること。